

## 任意継続被保険者 資格喪失申出書

近畿日本ツーリスト健康保険組合 御中

任意継続被保険者の資格を喪失したく、資格喪失申出書を提出します。

(※ 保険料未納による資格喪失については申出書の提出は必要ありません。)

(※ 「加入者本人による申出」は申出後に取消することはできません。)

被 保 険 者 記 入 欄	提出日	令和 6年 12月 10日 提出			
	被保険者証等の 記号・番号	記号	番号	生年月日	
		850	9999		平成 2年 3月 4日
	住所	〒812 - 0016 福岡県福岡市博多区博多南7-8-9			
	被保険者氏名	(フリガナ) フクオカ ゲンタ 福岡 玄太			
	電話番号	TEL 092(1234)5678 携帯 090(4567)0123			

喪失理由(番号に○をつけてください)	(保険証の使用期限)
1. 就職のため	就職先の健康保険加入日の前日まで
2. 加入者本人による申出	資格喪失申出書が健保に到着した月の末日まで

● 還付される保険料がある場合は後日、還付請求書をお送りします。

提出書類	
1. 就職の場合	①申出書 ②任意継続の保険証/資格確認書(原本) ③就職先の資格確認書/資格情報のお知らせ(コピー)
2. 申出の場合	①申出書 ②任意継続の保険証/資格確認書(コピー)または資格情報のお知らせ(コピー) 注:保険証/資格確認書の原本は資格喪失後に必ず返納

※ 保険証/資格確認書を返却できない場合は、滅失届と再発行手数料1枚2,000円が必要となります。

※ 資格喪失理由が2の場合、資格喪失後に「健康保険資格喪失証明書」を発送します。

※ 任意継続の保険証/資格確認書は使用期限の翌日以降は使用できません。

マイナンバー記入欄 (被保険者記入欄に記号番号を記入されたかたは記入不要です。)

・記号番号に代えてマイナンバーを記入して申請する場合は「個人番号確認」「本人確認」のための添付書類が必要です。

健 保 欄	常務理事	事務長	担当	担当

受 付 印

任意継続被保険者 保険証/資格確認書コピー貼付用紙

近畿日本ツーリスト健康保険組合 御中

(ここに資格確認書/資格情報のお知らせコピーを貼ってください)

(ここに資格確認書/資格情報のお知らせコピーを貼ってください)

就職による資格喪失は就職先の資格確認書または資格情報のお知らせのコピーを添付  
申出による資格喪失は現在の任意継続の保険証/資格確認書(コピー) または資格情報のお知らせのコピーを添付

(ここに資格確認書/資格情報のお知らせコピーを貼ってください)

(ここに資格確認書/資格情報のお知らせコピーを貼ってください)

- ・就職の場合は「就職先の資格確認書/資格情報のお知らせ」のコピーを貼付してください
- ・申出の場合は「任意継続の保険証・資格確認書/資格情報のお知らせ」のコピーを貼付してください